

平成 31 年 3 月 15 日掲載

2019年度職員危機管理研修業務委託に関する補足事項

補足事項
<p>2019年度職員危機管理研修業務委託仕様書6（4）のとおり、成果品の諸権利は委託者（県）に帰属することとしています。</p> <p>ただし、契約締結時に、受託者が成果品を利用または改変できるよう、受託者が県に届け出ることで県がこれらを許諾することができる契約条項を設けます。</p>